

令和4年度
第4回 市民（消費者）セミナー

〔令和5年2月21日（火）開催〕

子ども・大人のいじめ問題の実態と対応策について
～あなたの身の周りで起きている、いじめ問題への解決の糸口は！！～



主催 全国あんしん探偵業協会

後援 名古屋市

ウィルあいち セミナールーム 1, 2
名古屋市東区上堅杉町1番地 TEL052-962-2511

1 概要

(1) 日時

令和5年2月21日（火） 13時40分～16：40

(2) 場所

名古屋市東区堅杉町1番地ウィルあいち

(3) 主催

全国あんしん探偵業協会

(4) 後援

名古屋市教育委員会

2 開会の辞 全国あんしん探偵業協会 専務理事 坂井 利行



3 主催者挨拶 全国あんしん探偵業協会 会長 西橋 和久



4 1時限目

(1) 概要

時 間：13：50～15：20
講習名：「いじめ問題の実態と取り組みについて」
講 師：名古屋市教育委員会指導主事 伊藤 潤氏


(2) 内容

ア いじめの定義と認知

(ア) 過去に起きたいじめによる自死について

滋賀県大津市の事件 (H23) →いじめ防止対策推進法 (H25)

(イ) いじめの定義の変遷

H17 自分より弱いものに対して一方的に身体的心理的な攻撃を継続的に加え
相手が深刻な苦痛を感じているもの

H18 一定の人間関係のあるものから心理的物理的な攻撃を受け精神的な苦痛
を感じているもの

現在 児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等
と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える
行為 (インターネットを通じて行われるものを含む) であって当該行為の対象
となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

(ウ) いじめはあつてあたりまえ (6年間で9割の子供がいじめの被害を経験している)

a いじめ法の定義と社会通念上のいじめとの相違点

喧嘩やトラブルも法の定義によるといじめと認知される

b 蔓延する間違った認識

1	いじり及びからかいはまだいじめではない→×
2	善意や無意図だからいじめではない →× (いじめられた子がどう思っているかが問題)
3	すぐに謝って相手が許したとしてもいじめは否定できない
4	多額恐喝、強制わいせつは犯罪 (警察に相談)

(エ) 認知件数を少なくしたいという気持ちが生じる背景

設置者の評価、地域からの批判、メディアの報道などからいじめと認めたくない

設置者の評価→いじめが多いからといって評価が下がるわけではない
地域からの批判→地域に対し、いじめを認めて解消するようはたらいっていると説明できるようにする
メディアの報道→功罪あるが、報道されることは悪いこととは思わずにきちんと対応すべき

(オ) とにかくまず認知

認知件数が多いことについて肯定的に評価し見て見ぬふりをしない

(カ) 「いじめあるのに認知ゼロ」をゼロへ

ゼロ件の学校に対する懸念：対策されず放置されたいじめが多数存在する

対策：ゼロ件であることを保護者向けに公表視認地漏れがないことを確認する

(キ) 小中学生のいじめの追跡調査 (2018)

仲間外れ無視、陰口された経験がある9割した経験がある9割→誰にでも起こりうる

(ク) いじめの認知件数

小学校が増えている(いじめの定義等の徹底によりかつて認知されなかったケースが認知されるようになったため) 中学高校は変化なし

学年別では小学校2年生が多い(悪口、たたき合い等)

(ケ) いじめの対応別状況

最多：悪口 (対応：いわないように約束させる)
2番目：たたき、ける
3番目：仲間外れ、無視
高校生→パソコンや携帯電話での誹謗中傷

(コ) いじめの千人あたりでの認知件数は全国平均47.7件

(サ) パソコンや携帯電話を使ったインターネット上でのいじめの種類 (認知困難)

- a LINEのグループから外される
- b 知らないところでグループが作られる
- c オンラインゲーム上での悪口
- d 本人の画像を勝手に乗せる 等

(シ) いじめの起こるスキ

- a 休憩時：ボールをぶつける
- b 昼食時：仲間外れ
- c 清掃時間：道具が使えない

イ いじめに組織的対応を求めている背景

担任の先生が一人に対応しようとして悩んだり自死してしまうため、いじめを把握した先生は学校として対応するようにいろいろな先生に伝えることが定められている

(ア) いじめを認知した場合の学校がやるべきこと

① 学校全体で取り組む
② 設置者へ報告
③ いじめの当事者への支援や指導（難しい）
④ 必要な場合における別室指導等の検討（難しい）
⑤ 双方の保護者と協議
⑥ 警察との連携（相談）

(イ) 名古屋市が行っているいじめ対策関連事業

①いじめ防止プログラムの活用
②名古屋 ING（いじめのない学校）キャンペーン（11月初旬から12月中旬）
③広報活動（Bリーグの協力等）
④夢と命の絆づくり推進事業（応募事業）

(ウ) いじめの早期発見（学校生活アンケートの実施と結果の活用）

(エ) 授業の中で教師が子供たちにどのような働きかけをするといじめの未然防止につながるか

- a 学習指導からいじめの未然防止ができるような取り組みをしてほしい
- b 日々の授業の中で子供たちに自己有用感を育むことでいじめに向かわない心を育ててほしい（わかる授業楽しい学校）
- c いじめとなくす取組と授業（生徒指導と学習指導）は一体として考える

(オ) 名古屋市の目標（方針や取り組み）

ソサエティ5.0（超スマート社会）→AIの普及等→社会に必要な力が変わる→教育も変わらなければならない（読み書きそろばんだけではだめ）→教師が教える学校から子供が学ぶ学校づくり

(カ) 令和の日本型学校教育の姿（今までの学校からの脱却）

富国強兵以来の同調圧力的な学校教育から一人一人の子供を主語にする学校教育を目指す

(キ) 実践中の事業紹介

- a 名古屋スクールイノベーション事業等
- b ICT の活用（タブレット配布等）
- (ク) 子供主体の学び→教師は伴走者（主体ではない）
- ウ まとめ
 - (ア) いじめについて正しい理解をする
 - (イ) 積極的な認知をして素早い対応をする
 - (ウ) 未然防止の地道な取り組みが必要
 - (エ) いじめに向かわないような心を作るために新しい学校づくりを目指す

5 2時限目

時 間：15：30～16：30
講習名：「子供、大人のいじめ問題の現状について」
講 師：愛知県弁護士会所属弁護士 原 富祐美氏


(1) どんないじめになるのか

ア いじめの定義→幅が広い

一定の人間関係のある子が何らかの影響をを与える行為をして相手の子が苦痛を感じている→全部いじめ

イ 特徴

(ア) 典型的なものに限らない

(イ) 継続性も不要

(ウ) 目的が正当であってもいじめにあたりうる

ウ 過去の第三者委員会による認定例

(ア) LINE でブロックされる

(イ) 練習相手を頼んだが無視され、手伝ってもらえない

(ウ) 「〇〇が自死したのは〇〇（いじめ被害者）のせいだ」というような噂を広められる

(エ) 貸したお金を返してもらえなかった

- (オ) 遠足のバスの席順決めの際に、隣になった生徒について不満を漏らす
- (2) SNS でのいじめ
 - ア 特定の児童を LINE のグループから外す
 - イ 複数人がメッセージを見ているのに、特定の児童の秘密をバラす
 - ウ 恥ずかしいと感じる画像を共有する
 - 情報提供がないと認知しにくい
 - 被害が拡大しやすく回復が困難
- (3) いじめ≠犯罪（警察に相談）
 - いじめ行為とされるもののなかには犯罪行為（自殺教唆、名誉棄損、強制わいせつから人間関係の摩擦と評価すべきものまでさまざまな程度の行為が含まれる
- (4) 裁判所はいじめをどういう風にとらえているのか
 - ア 以前：いじめの事実は肯定（慰謝料請求が認められる）も死亡の原因として肯定（逸失利益が認められる）のは稀だった。
 - イ 請求額に違い
 - 慰謝料請求→いじめの事実があるかどうか（被害者側が立証）
 - 逸失利益→いじめたことで加害者が結果（自殺等）を予測ができたかどうか
 - ウ 事例：
 - (ア) 葬式ごっこ事件（S60）：慰謝料請求は認められたが逸失利益は認められなかった。
 - (イ) 大津市（H25）：慰謝料及び逸失利益を認められた
 - エ 家庭的な要因も考慮される
 - オ いじめが民事の損害賠償請求すら認められないこともある
- (5) いじめ行為は重大でなくとも重大な結果が起きることがある
- (6) 追い詰められていることが周りが気付かない
 - 人の心の中に悲しい気持ちをためられる量には限界がある
- (10) 「いじめ」は悪いと理解しているのになぜしてしまうのか
 - 自分の行為がいじめに当たると思っていない
 - いじめられても仕方がない場合があると考えられている
- (11) いじめの構造の理解
 - ア いじめの4層構造
 - イ 被害者、加害の中心人物、観衆（盛り上げ役）、傍観者
 - ウ 子供の立ち位置に応じたアドバイスが必要
- (12) 自分の子が被害者になったとき
 - ア いじめが深刻化する過程「孤立化」「無力化」「透明化」
 - イ 子供の SOS を見逃さないでほしい
 - ウ 子供の気持ちを最優先にしてほしい
 - エ いじめの解消には時間がかかる

- オ 相談することは恥ずかしいことではない
- (13) 大人の世界のいじめ (厚労省管轄)
- ア パワハラ
- 社会通念に照らしても許されないような言動かつ身体的精神的な苦痛をある程度感じるようなもの
- イ 一般社会人の基準で判断される
- ウ パワハラの実態
- (ア) 行為者本人：民事及び刑事、職場内の懲戒処分
- (イ) 事業主：債務不履行責任、使用者責任
- エ パワハラ対策の義務化→中小企業も実施

6 閉会の辞 全国あんしん探偵業協会 副会長 黒川 康文

